

# 気象警報発令時の対応基準について（学校教育施設・東大寺公園テニスコート）

1 気象警報が発令された場合は、次のとおり対応します。

	発令内容	対応
(1)	暴風警報	発令時に使用停止
(2)	暴風雪警報	
(3)	大雨特別警報	
(4)	大雪特別警報	
(5)	暴風特別警報	
(6)	暴風雪特別警報	
(7)	大雨警報	通常どおり使用可能
(8)	大雪警報	
(9)	洪水警報	

2 暴風警報・暴風雪警報・大雨特別警報・大雪特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報が発令された時の対応

発令時点から使用停止とし、解除に伴う使用開始については次の基準のとおりです。

	発令内容	対応
(1)	午前7時より前に解除された場合	午前9時から使用可能
(2)	午前7時以降午前10時より前に解除された場合	正午から使用可能
(3)	午前10時以降午後1時より前に解除された場合	午後3時から使用可能
(4)	午後1時以降に解除された場合	終日使用停止

上表の具体例は次のとおりです。

- (ア) 午前5時に発令され、午前6時59分に解除された場合 → 午前9時から使用可能
- (イ) 午前5時に発令され、午前11時に解除された場合 → 午前9時から使用停止し、午後3時から使用可能
- (ウ) 午前10時に発令され、正午に解除された場合 → 午前10時から使用停止し、午後3時から使用可能
- (エ) 午後1時に発令され、午後3時に解除された場合 → 午後1時から使用停止し、終日使用停止

※1 テニスコートの貸出時間は、午前8時から午後6時（冬期は午後5時）となっていることから、上表を次のように読み替えます。

- ① 「午前9時」→「午前8時」
- ② 「午後3時」→「午後4時」

※2 災害による被害状況等から判断し、上表以外でも臨時に使用停止する場合があります。

※3 町立体育館が開館していても、各スポーツ施設の状況によって臨時に使用停止する場合があります。

- ① 施設の被害状況を調査中の場合
- ② 施設及び施設の所在する学校が被害を受けて使用できない場合
- ③ 施設及び施設の所在する学校が避難所になった場合
- ④ 学校自体が閉校及び休校となった場合（学校体育館及びグラウンド、第二中学校テニスコート）
- ⑤ 台風や豪雨が去っても引き続き増水や土砂災害の危険が予想される場合
- ⑥ その他、教育委員会が開館すべきでない判断した場合

なお、東大寺公園テニスコートについては、水無瀬川の水位が1,000mm（水無瀬川の水防団待機水位）を超えている間は使用停止とする。

そして、水位が1時間以上1,000mmを下回っている状態が維持されれば、町立体育館スタッフが現地の安全確認を行い、清掃し、完了した後の枠から使用可能とする（大阪府河川カメラのHPから、水位は確認できる）。

（問合せ先）町立体育館 電話075-962-1331